

河南町 道路附属物総点検



河南町のカナちゃん

道路法施行規則の一部を改正する省令（平成26年7月1日施行）に基づき点検を実施しました。

目的

道路附属物の点検は、道路管理業務の一環であり、管理する附属物の現状を把握し、変状を早期に発見するとともに、対策の要否を判定することにより、道路利用者及び第三者被害の恐れのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的として実施しました。

道路附属物の点検対象

点検対象	数量
道路標識	33基
道路照明施設	177基
道路反射鏡	753基

道路附属物の点検方法

道路附属物の点検は、「道路ストック総点検実施要領(案)〔道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編 H25.2 国土交通省 道路局〕」に準拠して行いました。

点検方法は、近接目視を基本とし、適宜、触診、打音等を行いました。

※近視目視

近視目視は、点検部位に対して点検用資器材（点検ハンマー、ルーペなど）を併用して目視で行う点検をいいます。支柱の路面境界部がアスファルト等で埋め戻されている場合は、路面境界部の掘削をせず、部材の目視にて行う点検、また、ナットの緩み等の確認は、適宜、触診、打音等で行う点検です。

点検結果・優先度判定

点検結果の判定

損傷判定結果	道路標識 (基)	道路照明施設 (基)	道路反射鏡 (基)	備考
I	11	89	249	異常なし
II	22	72	481	経過観察の必要あり
III	0	16	23	施設の倒壊、落下等のおそれあり
計	33	177	753	

優先度判定

- 道路照明施設は、損傷判定結果に係わらず平成27年度中に、全ての照明灯具をLED化する。また、損傷判定Ⅲの道路照明施設については、平成27年度中に支柱の交換等を実施する。
- 損傷判定Ⅲの道路反射鏡は、平成27年度中に鏡の交換や支柱の建て替えを実施する。
- 損傷判定Ⅱの道路標識、道路照明施設、道路反射鏡については、路線の等級、通学路や交通量、損傷状況等を考慮の上、順次修繕を実施する。
- 損傷Ⅰを含む全ての道路附属物は5年に1度、近接目視点検を実施する。

※道路法施行規則第四条の五の二（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）抜粋

令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異常が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下この条において「トンネル等」という。）の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。